

委託業務特記仕様書（令和3年2月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

海部川流域治水プロジェクト作成業務 特記仕様書

1 目的

本業務は、「海部川流域治水プロジェクト（案）」を作成するものである。なお、プロジェクトについては、海部川において、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を位置付けるとともに、河川整備の効果をわかりやすく表現する資料を作成する。

2 業務内容

2. 1 計画準備

指示事項及び貸与資料等の内容を把握し、業務計画を作成する。

2. 2 資料収集・整理

業務に必要なとなる海部川に関する文献、報告書等を収集・整理する。

2. 3 現地調査

業務に必要なとなる海部川及びその流域の状況を把握する。

2. 4 海部川流域治水プロジェクト（案）作成のための基礎資料作成

「海部川流域治水プロジェクト（案）」作成のための基礎資料作成として、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」などのとりまとめを行う。

なお、関係機関が実施する対策の調整は、発注者が行うものとする。

2. 5 河川整備の効果を表現する資料作成

海部川における河川整備の効果がわかる資料を、現在・短期・中期・中長期において作成する。

2. 6 海部川流域治水プロジェクト（案）の作成

「徳島県南部流域治水協議会」に提示する海部川流域治水プロジェクト（案）を作成する。

・協議会資料の作成 2回

2. 7 照査

2. 8 打合わせ協議

打合わせ協議は、原則として着手時1回、中間時2回、成果納入時1回の4回とする。

3 成果品

3. 1 仕様書外の事項等

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

また、仕様書の内容に質疑が生じた場合、または、この仕様書の内容を変更する場合は発注者と受注者が協議して定める。

3. 2 成果品

本業務の成果品として、次のものを提出する。

成果報告書（A 4 版） 1 部

同原稿（電子媒体） 2 部

業務カルテ

その他監督員が指示するもの